



定額減税

調整給付

# 対象者確認フローチャート



個々の状況により、フローどおりにならない場合があります。

次のいずれか1つに該当する。

- 令和6年度住民税所得割が課税される。(住民税の通知書(※1)を確認)
- 令和6年分の所得税が課税される。(給与明細や、年金振込通知書などを確認)

はい

定額減税

の対象となります。

いいえ

次のいずれか1つに該当する。

- 住民税の通知書(※1)に「定額減税控除不足額」が1円以上記載されている。
- 令和6年分推計所得税額(※2)が所得税の定額減税可能額より少ない。

はい

定額減税しきれない額があるため

調整給付

が支給されると見込まれます。(※3)

いいえ

調整給付の対象とはならず、

定額減税

のみにより、

● 令和6年度住民税所得割額

● 令和6年分の所得税額

が減税されると見込まれます。(※3)

定額減税・調整給付の対象ではないことが見込まれます。

令和6年度市民税非課税世帯等支援給付金の対象となる場合がありますので、**本紙4面**を確認してください。

- ・ 令和5年度市民税非課税世帯等支援給付金の対象であった世帯は、令和6年度の給付金の対象とはなりません。
- ・ 令和5年分の所得税の納付がある場合、調整給付が支給される場合があります。
- ・ 住民税所得割・所得税が課税されている人の扶養に入っている場合は、その人の扶養親族等としての**定額減税**の対象となる場合があります。

※1 お勤め先から配付される「令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」または市民税課から送付される「令和6年度分市民税・県民税・森林環境税 税額決定納税通知書」

※2 推計所得税額は、内閣府の示した算定方式に基づき、令和5年中の所得金額や人的控除等の情報から推計して算定します。

※3 年末調整や来年の確定申告により令和6年分所得税が確定した後など、調整給付額に不足が生じる場合には、追加で不足分を支給する「不足額給付」の実施が予定されています。